

衆議院 商工委員會 議 録 第 九 号

平成七年五月十七日(水曜日)

午後四時五十七分開議

出席委員

委員長 白川 勝彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 額賀福志郎君

理事 増子 輝彦君

理事 鳩山由紀夫君

小川 元君

奥田 幹生君

金田 英行君

田原 隆君

中島洋次郎君

野田 聖子君

石破 茂君

白沢 三郎君

豊田潤多郎君

山田 英介君

後藤 茂君

沢藤礼次郎君

松本 龍君

吉井 英勝君

出席國務大臣

通商産業大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

經濟企画庁物価局審議官 井出 亜夫君

通商産業大臣官房長 中川 勝弘君

通商産業大臣官房審議官 河野 博文君

通商産業省貿易局長 広瀬 勝貞君

通商産業省産業政策局長 牧野 力君

通商産業省機械情報産業局長 渡辺 修君

中小企業庁長官 中田 哲雄君
中小企業庁次長 鈴木 孝男君
中小企業庁計画部長 安本 皓信君
中小企業庁小規模企業部長 小川 忠夫君

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第一課長 福田 進君

国税庁長官官房総務課国税企画官 余田 幹男君

運輸省自動車交通局技術安全部整備課長 下平 隆君

労働大臣官房参事官 井口 治君

労働省職業安定局雇用政策課長 青木 功君

商工委員会調査室長 石黒 正大君

委員の異動
四月十一日
西川太一郎君 補欠選任 弘君
吉井 英勝君 穀田 恵二君
同日
熊谷 弘君 補欠選任 西川太一郎君
熊谷 恵二君 吉井 英勝君
同日
同日 補欠選任 大矢 卓史君
同日 大矢 卓史君 補欠選任 牧野 聖修君

五月十七日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

補欠選任 石破 茂君
白沢 三郎君
土肥 隆一君
沢藤礼次郎君

補欠選任 笹川 堯君
星野 行男君
前島 秀行君

造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の
の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

○白川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定中小企業者の新分野進出等による
経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

これより趣旨の説明を聴取いたします。橋本通
商産業大臣。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構
造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○橋本國務大臣 特定中小企業者の新分野進出等
による経済の構造的変化への適応の円滑化に関す
る臨時措置法の一部を改正する法律案につしまし
て、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま
す。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構
造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法
は、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受け、
または受けるおそれのある中小企業者が新分野進
出等を行う際に各般の支援措置を講ずるものとし
て、平成五年十一月に制定されたものでありま
す。

現在、中小企業者は、最近の円高の急激な進展
により事業活動に支障が生ずるなど深刻な問題に
直面しております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳

格な状況に陥っております。

しくなってきた中、中小企業者が前向きに事業活動に取り組む、こうした環境に適応していくことが強く期待されているところであります。本法律案は、以上のような観点から、かかる中小企業者に対する各般の措置を講ずることを目的として立案されたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

最近の急激な円高の進展という国際経済事情の急激な変化が、工業その他の特定の業種に属する中小企業に影響を及ぼしていることにかんがみ、その事業がこれらの変化による影響を受け、または受けるおそれがある中小企業者が行う新分野進出等、新商品または新技術の開発その他の新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動を行う中小企業者に対して、中小企業近代化資金等助成法の特例措置及び課税の特例措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○白川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○白川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西川太一郎君。

○西川委員 早速、提出をされております中小企業リストラ法一部改正の法律案を中心に、橋本通産大臣、中田中小企業庁長官初め御関係の局長の皆様にお尋ねをしてみたいと存じます。

今般のこの法律改正の提出がきょうの主たるテーマでありますけれども、しかし、この時期に通産大臣にじきじきにお尋ねができる絶好の機会でございますから、先般、日米包括経済協議の自動車部品問題を中心とされて大変御苦労までございましたが、本日の朝刊、夕刊を通じて大臣

の御真意の断片を私どもは知るわけでございますが、せっかくの機会でございますから、御苦労のお話、また交渉結果が今後どういうふうに見通しと申しますか、そんなものをまず概括的に冒頭お伺いをしたいと存じます。

○橋本通産大臣 大変力不足で決着を見なかったこと、みずから恥じております。今回、残念ながらウィスラーにおきまして日米の自動車及び同部品分野における交渉は決着を見ることができませんでした。

これは、まず第一に申し上げたいことは、昨年の十月以降、本年の一月に交渉を再開するまでの間、すなわち、補修部品市場に対してアメリカが通商法三〇一条を適用いたしましたから中断をしております期間に何回か議論をいたしました。その時点で、いわゆるボランタリープラン、すなわち、個別の自動車企業がそれぞれ自主的に部品調達の計画を公表している、この改定というのは政府の関与の外であり、そもそも包括協議の対象の外であるという原則が今回アメリカ側によって踏みこじられたからであります。この一点がなければ、ディーラーシップにおきましても補修部品市場におきましても、殊に補修部品につきましても運輸省の諸君が非常に積極的な努力を払ってくれましたので、決着ができる一縷の望みを私は持っております。しかし、初日の会合から、七割までがこのボランタリープランへの積み増しの話に終始をする状況でありまして、残念ながらこの点によりまして私は全部が崩れていったと思います。

そしてアメリカ側は、このボランタリープランの積み増しに日本政府が応じないということを確認いたしました段階で、ディーラーシップ並びに補修部品につきましてもまためないという方向に作戦を変更し、どうしても食い違う部分を数え上げる態勢に変わったと思います。

そして、例えばディーラーシップの場合には、要するにメーカーが日本のディーラーに対して影響力を行使し、ビッグスリーの車を取り扱わせな

いようにしているというアメリカ側の議論に対して、独占禁止法の徹底、そしてメーカーがそういう行動をとった場合にきちんと政府として対応できる体制、その窓口を通産省に用意する、こうしたことまでを提示しておいたわけでありまして、アメリカ側はそれだけでは信頼ができず、自動車メーカーそのものの中にもそういった苦情を受け付ける窓口をつくるべきだということを主張してまいりました。私は、それでもしまたるものならメーカーを説得してこれを設けるといふ返事をいたしました。その返事をいたしました途端に、彼らはダウンペイメントという言葉を使い、また、簡単に言えば頭金を出せ、すなわち、近い将来における外国車を取り扱うディーラーの数を明示せよ、それは販売台数の約束ではないから数値目標ではない、こういう議論を展開するに至り、私も、断念せざるを得ない状況、そのように判断をいたしました。

ちなみに補修部品につきましても、整備と検査が一体であることがすべての問題の根源であるというのがアメリカ側の最後につけたクレームであります。

ところが、これは一九九〇年七月のアメリカ会計検査院報告の中に、二つの州の具体的な例示を挙げまして、検査と整備を分離した結果、その州における検査制度が崩壊したという事例が掲載されております。

また、本土に復帰いたします前の沖縄で、一時期同じような、検査と分離をしておいた時期があったようでありまして、これが結局ペーパー検査の横行という事態になり、本土復帰後、当然のことながら本土と同様の制度に改められるといった実例もあったようでありまして、アメリカ側の求めがいかに無理なものであるかということは説明を繰り返してまいりました。

最後に、カンタリー通商代表の言葉をそのままにかりますならば、円高であろうと円安であろうと、あるいはドル高であろうとドル安であろうと、そしてアメリカの乗用車が性能がよからうと悪からうと、すべてでは日本の市場の閉鎖性が問題であると。これではどうにもならないというのが私の実感であります。

そして、昨日の夜十一時、アメリカ側としては彼らの言う制裁リストを公表いたしました。本日、我々は、ジュネーブにおいて正式にWTOに提訴をする決定をいたしております。ちょっと時差の関係で、もう済んだかどうか、私、今正確にはわかりませんが、いずれにいたしましても、本日中、これは提訴をいたします。

これからは国際世論の中で協議が行われることになるわけでありまして、四極通商会議の席上、EUあるいはカナダのこれについての反応を見ますと、彼らは補修部品市場あるいはディーラーシップについては日本がより市場を開放してくれることを求めています。しかし、それはアメリカにのみ開くのではなく、最惠国待遇をもつて各国にその市場は均てんされるべきという主張を当然のことながら持っております。ボランタリープランについては明確にEUもカナダも反対であるということをおアメリカに通告したということを私にも申し上げておられました。

これからは、ある意味では、来週のOECDの閣僚理事会から始まりまして、両方のPR合戦という色彩が濃くなると思います。私は日本の主張が国際的に通用しないものであるとは思いません。しかし、日本の市場の閉鎖性という宣伝が余りに強く行き届いており、一部日本のマスコミでもそうしたことを不用意にお使いになる方がありますために、この誤解を解くのにには相当な苦勞が要するであろうと思います。同時に、真正面から議論をいたします以上、我々は自分の前庭はできるだけきれいに掃除しておかなければなりませんし、その意味におきましても規制緩和の重要性は一層強くなっていると感じておまして、党派を超えてハウスの御協力を心からお願いを申し上げます。次第であります。

○西川委員 大変御苦労までございました。そこでもう一問だけ、時間の関係がございます

から簡単にお尋ねして、次の問題に移ります。

ガットのドンケルさんが、日本は肝心なときになるといつもアメリカと直取引をして、せっかくのガットの機能を利用しないというようなことをかつておっしゃったことがあります。今度はWTOに改組されて、そこに初めて、初めてではない、米の問題がありますけれども、しかし、両国間で提訴するということになりまして、これはある意味ではWTOの初土俵で、日米ががつり四つに組んで戦うわけでございますが、アメリカの通商代表部の法務担当者などはこれはもう勝てるという自信を持っているというようなこともあり、議会筋も支持を強めているという報道を聞きますと、日本の輸出関係の者は大変心配をいたすわけでございます。

これは先のことでございますし、相手のあることですから、なかなか簡単にはお答えしにくいと思いますが、通産大臣、この問題の責任者として、WTOへの提訴、自信を持ってやれるという御判断かどうか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○橋本国務大臣 もし、ことしに入りましてアメリカ大使館の主要メンバーが、日本の自動車メーカー一つづつを繰り返し訪問をされ、アメリカ側の要請を伝えられ、そして各社が、その経営判断の中で、到底ポランタリープランに積み増しができないということを確認に答えて、その上で日本政府に何らかの上積み求められたのではなかったら、あるいは私も妥協の道を模索する方法があったかもしれない。しかし、少なくとも一國の大使館、言いかえれば政府でありまして、これが、他國の民間企業に再三再四確認をし、経営判断が変わらないことを確認した上で、相手國の政府にその経営判断を要請せよというふうなことは、私は引き受けることのできないことであります。この一点に関しては、私は何と言われましても譲れません。

ただ、心配は、この二十日から制裁は現実に動き出すと申し上げることも可能なのであります。

す。その影響は、決してメーカーのみにとどまるものではなく、下請の皆さんあるいは部品メーカー等にも波及するわけであります。現在、事務局の諸君は、そうした事態が起こっても対応できるように、どうすれば政府としてこれらの業界に對しての支援の手を差し伸べることが出来るかを検討をいたしておりますが、まさに本日御審議をいただいておりますこの法律も使わせていただきますが、我々は万全の措置を講じてまいりたい。その上で、譲れない主張というものはきちんとして国際場裏においても述べてまいりたい、そのように考えております。

○西川委員 私どもも、これは単に政府・与党の問題であるとは考えておりません。国民ひとしく、この重要な問題を、英知を結集して事の解決に当たっていく努力をしなければならぬというふうに私も考えております。

そこで、残された時間でリスト法改正を中心にお尋ねをしていきたいと思います。

最近出ている雑誌に「いまさら人に聞けない円高の謎」という特集が載っております。円高の原因について諸説紛々としていて、「複合円高」などという言葉も出てくるわけでございます。

今回のこの法律の改正を意図された背景には、当然、この急激な三月以来の円高が、我が国景況のせつかくの回復に冷や水を浴びせ、そして中小企業、なかんずく零細企業を大変厳しい状況に追い込んでいっている、こういう認識があるわけであります。

そこで、政策御当局としては、この円高の原因というのを、いろいろ複合的にありますけれども、これはもう時間がありませんから、私から申し上げるまでもなく、もう共通の認識としてまずそれはあるとして、通産御当局としては、また中小企業庁としては、どちらでも結構ですけれども、この円高についてどういう御認識を持ち、またこれをとめる方策は何なんだと、ぜひお聞きをしたいと思っております。

○橋本国務大臣 私は、今回の円高の引き金を引

きましたのは、直接的にはやはりメキシコの経済・通貨事情、そして、これに對するアメリカの対応措置というものが引き金を引いたと考えております。

しかし、それ以前から為替は問題になっておりました。そして、その中で、中小企業創造法等、国会でも御協力をいただき、関連の法律を整備させていたしながら対応を考えたおったわけでありまして、ところが、このメキシコの通貨問題に引き金を引かれた形で、それがアメリカの対応等と相まちまして、私は、当初は完全にドル安、全面安と申し上げるのが正確な状況であつたと思っております。しかし、そこに投機資金が流れ込むに至りまして状況は変わり、一時期は円の独歩高といった状況にもなりました。そして、そういう中で我々としては、今回御審議をいただきますこのリスト法の改正も含めまして、全力を挙げてこの事態に對してまいろうとしております。

しかし、本質的には、やはり私は、経常収支黒字の重みというものが、いろいろな場面での問題には影を出して行くことは間違いないと思っております。それだけに、この六百三十兆円の公共投資基本計画の前倒しというものを私も強く主張してまいりました。そして、大変不幸な事件でありましたが、阪神・淡路大震災の教訓の中から、ただ単に阪神・淡路地域の復旧、復興ということだけではなく、この機会に——この東京でもそうです、委員がよく御承知のようにゼロメートル地帯もありまして、災害に強い都市というものをもう一度つくり直す、そうした目でこの公共投資基本計画を思い切つて前倒ししていきなさいということを私も主張してまいりました。

そして、それに対して、私は本来、大蔵大臣経験者として、建設国債でも国債依存度が高まることは好きではありません。しかし、今回の事態の中で、思い切つて赤字国債の発行に踏み切ることによつて、国際社会に對して経常収支黒字の意味のある縮減に日本政府が立ち上がったというサインを示す、これがやはり一番基本的な部分で大

切なことであると思ひます。その上で、輸入の拡大でありますとか、さまざまなものを組み合わせていくこと、さらにその中において中小企業の本來持つております創造的な力を、その活力を生かしていきけるような対応に準備を進めていくこと、これがこの時期を乗り切るために必要なことである、そのように考えております。

○西川委員 本日、午前中から午後四時半ぐらいまで、衆議院の規制緩和に関する特別委員会は、宛町の証券業界の視察に行つてまいりまして、実際に場立ちのフロアにまで我々は立たせていただいて、貴重な体験をしてまいりました。

その際、証券業界の皆さん初め、証券取引所の山口理事長など皆様と意見の交換を超党派で活発に行いました結果、やはり共通して御心配になつておりますのは、せつかく底入れが九三年十月、十一月にあつて回復を見て、そして、多分二五％ぐらいの企業が今期利益を計上できるであらうというやさきにこの痛烈な円高である、大変深刻であるということを知つてまいりました。

各種の陳情があつたわけでございまして、大変私も、実際の経済界の御苦勞を身にしみて承知をして帰つてきたわけであります。

話がちよつとくどくなりますけれども、昭和四十六年の八月十五日にニクソン・ショックがあつたその直前に、当時の代表的な経済評論家でありました高橋亀吉先生は、この円とドルの関係、特にドルの円に對する切り下げ、信用不安、ドル不安、こういうものを解決するには、根本的にはドルの威信を回復する以外にない、キーカレンシーとしての自覚をアメリカが持つべきであつて、日本がそれに対してできることは、各國と政策的な協調を行うことと、もう一つは利下げであるということをおっしゃつておられるのです。これは、今そのままだが国がおやりになつておられるそれと同じことをおっしゃつておられる。つまり、先ほど来大臣がおっしゃるとおり、ドル円、この問題、特に円高、円高と言ひますけれども、今回のドルが原因でという、こういう問題は、非常に歴史の長いと

いいですか、アメリカ自身が大いに反省をしていただくといいですか、体質を強化していただかない限り、なかなか根本的な解決はできないというふうに私も思っております。

そういう意味では、今次のこの法律の改正も、ある意味では対症療法ということになるのではないかと感じ、根本的な体質の改善ということにまでつながっていくのかどうか。いかなければいけないと思いますけれども、そのところを中心に私としてはぜひ伺いたい、こう思っているわけでございます。

そこで、ただいま大臣からかなりの確かな御答弁をいただいておりますけれども、先回りをされて、黒字の削減効果についてお尋ねする前に御答弁をいただきましたから、これは省略をして、次に、このまま為替のレートがこの水準で推移したという場合には、雇用不安というものがどうなるのだろうかということは大変心配でございます。

そこで、労働省の課長さんにおいていただいておりますから、この雇用の不安とそれに対する対策いかにということをお尋ねを申し上げたいと思っております。

○青木説明員 お答え申し上げます。

労働省といたしましては、最近の円高、為替レートの変動にかんがみまして、三月末でございますが、ちょうどドル九十円程度からそれを切るといふ時点でございましたけれども、全国の子社ほどの企業に対してはアライングを実施いたしました。その結果によりまして、当時のその九十円程度の水準でございますが、これで推移すれば雇用面での調整を実施せざるを得なくなるというふうにご回答いただいた企業が七割ほどございました。さらに、今後さらに円高が進めば雇用面での調整を実施せざるを得ないというふうにご回答をいただいたところが三割ぐらいというふうな結果になっております。

労働省といたしましては、このような中で、やはりこれが失業とか雇用不安につながることは避

けていきたい、これが大切であるということを考えておりまして、去る四月十四日に決定を見ました経済対策閣僚会議の決定を受けまして、円高などにより雇用調整をせざるを得ない業種に対しまして失業の防止を初めとする雇用対策、さらに、国内産業の高付加価値化を担う人材の養成、そういったことに重点を置きまして、さまざまな対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、今国会におきまして特定不況業種雇用安定法の改正をいただきました、いわゆる失業なき労働移動というものを確保するための手だてもお決めいただいております。

そういったものをフルに活用しながら、今後生ずるあらゆる事態に対処してまいりたいというふうに存じます。

○西川委員 先ほど大臣の御答弁の中で、規制緩和は非常に重要である、こういう御認識をお示しになりました。私も同感でございます。

まず御関係の方に御尋ねするわけであります。新分野進出が可能になる、そういう規制緩和にはどういふものが考えられるか、お示しをいただきたいと思っております。

○河野(博)政府委員 御答弁申し上げます。

先生御指摘のとおり、政府規制の緩和は、技術開発の推進などと並びまして、新規市場の創出を初めといたします我が国経済の活性化のために重要なかぎを握るものだというふうに考えております。私どもとしても具体的な緩和措置を次々と打ち出すということで、政府全体の規制緩和の推進力になってきたというふうに考えております。

先ほど御指摘ありました具体的なものといたしまして、私どもが当委員会御審議をいただいております、あるいは電力の卸売の自由化、また石油の輸入についての規制緩和などがあるわけでございまして、それぞれ、それぞれの分野に応じた新しい事業形態が誘発される可能性を秘めたものだというふうに考えております。

特に、四月十四日の緊急円高・経済対策において、規制緩和推進計画を三年間前倒しで実施するというふうにご決定されたわけでございまして、私どももいたしまして、いわゆるJ・I・S、日本工業規格あるいは大店法の見直しなどについて三年間の前倒しということごで実施をさせていただくというところでございます。さらにこれが引き続き実施され、また強化されていくことを希望しております。

個々の分野についての規制緩和もありますけれども、同時に、先ほど先生御視察なさいましたように、例えば株式市場の規制緩和なども新規事業の開拓、開発に有効な手段であるというふうに考えております。

○西川委員 実は、先々週でしたか、規制緩和に関する特別委員会、私、総務庁長官に軽いジャブをあれしたのですが、そのときに予告をいたしまして、商工委員会通産大臣にも同じ質問をする、こういうふうにご申し上げました。これは通告してないのでもうと失礼でございますが、大臣の能力をもってすれば全く問題ない質問でありますから、お尋ねをさせていただきます。

純粋持ち株会社の問題でございます。

これは、独禁法の規制では、現行は、いわゆる同種の事業をやっている場合には持ち株をしていいということ、リストラの対象としてはそういうことで一生懸命現行法の中で企業はやろうとしておりますけれども、限界がある。したがって、この際、ただいまお話にございましたが、河野審議官はそれを意図しておっしゃったのではないかと存じますけれども、いわゆる株式の純粋持ち株会社、こういうものは欧米ではもう認めているわけでありまして、どうだろうかということについては、橋本通産大臣は前向きに御答弁されたという当時の報道がございました。それに対して公取や総務庁長官は、戦後経済民主主義の最も牙城である、よりどころであるこの問題については、系列化を促進するという意味で望ましくないという御趣旨の反論をされた。そこで私は、総務庁長

官に、閣内不一致ではないかということをお尋ねしたわけなのです。

私個人は賛成の立場で、いわゆる純粋持ち株会社、一定の基準を決めて節度ある方法でいくならば、こういう時期にはそれくらいいいというのじゃないかという感じを持っておりますから、どちらかという大臣の御説に近いものを持って私としてはお尋ねを申し上げたわけでありまして、その際に総務庁長官は、決して閣内不一致ではない、違う意見があることは民主主義だからやむを得ない、むしろそれを藏にしまつてしまふのではない、そういう表現はされませんでしただけども、もっとオープンに議論をするのだ、こういうことをおっしゃっていました。

さすれば、私どもとしては、規制緩和の五カ年計画の三年前倒しということをご政府・与党は主張され、我々新進党側は、即やれ、こういうことを言っている中で、この問題を先送りするということはいかがかというふうに思うわけでございまして、これにつきましてもひとつ大臣の御見解をこの際御開陳願えれば、こう思います。

○橋本通産大臣 確かに、一時期総務庁並びに公正取引委員会と私ども通産省との間で、この問題について意見を異にしていた時期がございます。

しかし、その結果として、規制緩和五カ年計画の中に、純粋持ち株会社の問題については公正取引委員会が検討を約する、検討するということを書いていたしました。そしてこれは、当然のことながら、前倒しになりました三カ年間で結論が出されるものと私は期待をいたしております。そして、私は、純粋持ち株会社の制限は少なくとも緩和すべきであると思っております。

ただ、たまたまそれだけが今よく世に言われておりますけれども、同様のものとして私どもが求めているものはほかにもございます。例えば、社債の商品性の多様化でありますとか、今回の規制緩和五カ年計画の中では全く見送られなかったコーポレート・バーク、CPに関する規制でありますとか、さらにソブリン債を初めとする円

建て外債の問題、そして短期国債市場、こうした分野におきましては、私は日本のこれから経済を考へますとき、当然のことながら緩和をしてもらう部分というものは多数あると思ひますし、それが民間の、殊に立ち上りの時期における資金調達の道を開く、容易にするという意味でも、きよう御視察をいただきました証券市場、店頭市場等、随分活性化を大蔵省も努力をしてもらいました。次のステップとしてはこうしたものもあろうかと考へておりまして、こうしたものが相まって企業の活力を生んでいく、その方向に少しでも努めてまいりたい、私はそのように考へております。

○西川委員 そこで、円高で苦しむ中小企業者に対する経営安定策というものが押しなべて必要であるというふうに思ひます。これを今次の法律の改正の中でどういうふう意図されておられるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○中田(哲)政府委員 円高に対応いたします中小企業の経営の安定につきましては、私ども、いろいろアンケート調査等も実施しておりますけれども、先行きにつきましては中小企業の方々が大変な不安感を抱いておられる、かつまた、この三月の倒産の状況を見ましても、倒産の件数あるいは負債総額というものがふえてきておるといったようなことで、現下の最重要課題だということに思つておるところでございます。

このような観点から、四月十四日の緊急円高・経済対策におきまして平成七年度補正予算案の骨格をお決めいただいたわけでございますけれども、この補正予算の中で、中小企業円高対策といまして六百七十五億円を計上させていただいておるわけでございます。また、資金供給面での金融対策といまして、一兆円に上ります追加的な貸付規模の拡大も予定をしておりますところでございまして、中小企業の経営基盤の安定強化ということで幾つかの対策を講じようとしておるところでございます。

その一つは、政府系中小企業金融機関によりま

す新たな低利融資制度の創設でございます。財投金利を下回る金利によりまして七千億ほどの貸付規模の追加をいたしたい。それからまた、府県と一体となって実施をしております体質強化資金という融資制度がございまして、これにつきましても一千五百億ほどの貸付規模の追加をいたしたい。またさらに、信用保証につきましても保険限度額が倍額となりまして、補正予算の御審議をお願いしたい。こういったところで、補正予算の御審議をお願いしているわけでございます。

委員御指摘の、今般御審議いただいております中小企業リストラ法におきましても、同様の観点から、円高に対します応急的、一時的な対応策ということで諸般の措置を講じようとしておるところでございます。一つは設備近代化資金につきましても償還期間の延長、また税制面では設備投資減税あるいは欠損金の繰り戻し措置といったようなことでもございまして、これらによりまして、中小企業の負担を軽減し、経営の安定に資することにしたというふうに思つておるところでございます。

これらの措置を中小企業の方々に積極的に御活用いただきますように、ぜひ現下の経営危機といったものを乗り切つていただきたいというふうに考へておるところでございます。

○西川委員 長官の御答弁の細部にわたつて、これからちよつとお尋ねをさせていただきます。

今、一般的に金融でございますとかいろいろなことをおつしやつたわけでございますが、私は前にもこの場で橋本大臣に申し上げたのでございまして、けれども、暇地獄という言葉を使わせていただきましたが、仕事がないのです。まずそのところなんです、問題は。

実は、きよう長官にお尋ねするために、長官御自身がインタビューに答へられております週刊エコノミスト、これを見ますと、この中で唐津一先生が、新潟県の燕の洋食器の町が、今まで円高という点と必ず映像資料に、委員長の御地元新潟県のことでございます、使われていたのに、それがこ

のごろとんと出なくなつた。なぜかというところ、この町はリストラに成功して有効求人倍率が一・五である。それは、今までのステンレス加工を建築金物に変えてみたり、これは流行のスノーボードをつくつてみたり、ゴルフのクラブをつくつてみたり、大変な御努力をされてこの危機から脱した、こういうのです。だから、そういう工夫をされるところは本場に立派だと私は思ひますし、私の地元の選挙区などは、頑張つていらっしゃる。本場に今の波に押し包まれて沈没しちゃつておるところと明確に出てきておられるわけですね。

したが、いま、こういう制度をおつくりになるのは結構なんです、魂が入りやすいようなアクセスを考へてやらないと、いいものにはできなけれども、そういうものを使うことすらできないといふところに私は問題があるのじゃないか。つまり、いろいろな計画を出せ、例えば事業展開計画を今回は追加として出せ、それから前には新分野進出等の計画を出せ、こういうことでございまして、実際にその成果は上がつておられるのじゃないか。数字的にもお示し願へればありがたい、こう思ひます。

○安本政府委員 現行の中小企業新分野進出等円滑化法におきまして新分野進出等計画等の承認実績は、平成七年三月末現在で千三百三十八件ということでございます。

○西川委員 この千三百三十八件の内訳を御説明願へませんか。

○安本政府委員 内訳でございますが、これはちよつと非常に、どういふふうに分類して申し上げますか、一つは、地方別にちよつと内訳を申し上げますと、例えば北海道が十二件、それから東北地方、各県いろいろございまして、トータルで六十件、それから関東地方が四百八十八件、中部が三百四十四件、近畿が三百四十六件、中国地方が六十四件、四国が二十件、九州が四十四件という感じでございます。

また、今度は別の観点から、どういふものに出

ているかというようなことを考へてみますと、いわゆる新分野進出と言われているものが合計で千二百二十一件でございます。それから海外展開が二百十九件、それから新たな事業開始というのが十一件でございます。

○西川委員 この新分野進出というのは、私どもが御説明を伺つた資料をいただきましたと、関連分野というか今までの、さつき申しました燕の例のようなケースが圧倒的に多い、そういうふうには思ひます。私問題にしたいのは、新たな事業の開始が十一件である、これについてちよつと、もう少し詳しく御説明願へませんか。

○安本政府委員 今手持ちの資料、ちよつと必ずしも明らかではないんですが、新分野進出の中には、例えば商品を変えたりとか、新しい技術を使って工程を変えてしまふとか、そういうものが新分野進出と分類されておりますが、事業開始はもう少し抜本的な、本場に新しい事業を開始するといふもので分類されております。

○西川委員 私は野党だけれども、せつかく味方をして質問をしようとしておられるのに、もうちよつと中身のあるどうか、わかりやすい、新事業は新しい事業をやるんだ、当たり前のことじゃないか、こう思ひますが、具体的にどういふことをやるのか。

○安本政府委員 もう少し詳しく御説明しますと、ちよつと私の説明も今不正確でございましたので、訂正させていただきますが、御説明しますのが、事業開始としておりますのは、いわゆる製造業以外のところ、例えば建設業から例えば木材家具をつくるとかそういうもの、全く違う、製造業以外のところから製造業に入つてくるというふうな、そういうものを事業開始としております。それが合計で十一件ということでございます。

○西川委員 何か無理な理屈をつけて申しわけないのですけれども、私、先ほど対症療法に終わらせちゃいけないと申し上げたのはこのところな

んですね。中小企業庁は、この法案については、近來にない中小企業政策としてクリーンヒットを打ったようなものだ、こういうことをおっしゃっているわけですね。私もそれは認めます。しかし、これをホームランにしていきたいという気持ちがあつてお尋ねをしているわけでありまして。

後ほど触れますけれども、補助金の額も、当初二億少しでしたが、我々がいろいろうるさく言つて三億五千万ぐらになつて、その実績というものはだんだん上がつてきたんですが、対象の事業数とか組合とかというのは非常に限りがあるんですよ。そこにはまず問題が一つある。それから、今の十一件というのは、つまり、ニュービジネスとかそういうものの開発ができていないということの、一つの結果なんですね。だから十一件なんですよ。関連のところ、自分が今までやってきたものの、何というんですか、インターディシプリナリーとかいうのか、要するに、周りから起こつていく、派生していくものについてはたくさん出てきているけれども、しかし、新たに我が国を引張つていくベンチャー企業というものが中小企業の一歩のかなめなのに、ちょっと少ないんじゃないかな。ここに私はやはり大きな問題があると思うのです。そこをひとつ、長官、いかがですか。

○中田(哲)政府委員 現行のリストラ法によりまして、特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者が新しい事業を始めるという要件になっているわけですが、委員御指摘のように若干入り口が狭くできているわけでございます。先ほど計画部長が御説明申し上げましたように、製造業を営んでいない方が製造業を営むというわけでございますので、相当に要件が狭いということでございます。

この辺を改善しようということで、先般成立させていただきました中小企業創造促進法、こちらの方でこれを補つてまいりたい。新法の方では、これまで中小企業でなかった方、サラリー

マンであつた方が新しい事業を始めるといったようなもの、あるいは業種に縛られずに創業をしていこう、こういったものを支援したいというふうな考えでおられるわけでございます。そちらの方で補いながら、両者相まって新しい事業の展開が可能になるように支援をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○西川委員 そこで、今間口の問題が出ました。製造業と印刷業、情報処理サービス業、ソフトウェア業というふうに限つておりますけれども、このたびの円高で海外から随分安い商品が入つてくる。円高メリット、こういうことを言われているわけでございますけれども、これまで輸入品を扱つたことのない流通業者が不利な立場に置かれるということが容易に想像できるわけでありまして、そこで、なかなか難しいかもしれませぬけれども、この円高化法の対象に流通業者も加えるべきではなかつたかという意見を私は持っているのです。

これは、法律的に整備をしたりいろいろするとの難しさということを知の上での質問ですから、かなり無理を申し上げているという気がしますが、けれども、しかし、法律的にどんなにきちっと格好よくできていたって、困っている人を救えなければ意味がないので、政治というのはそういうものじゃないわけでございますから、流通業者の苦勞を少し考えてあげる必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○安本政府委員 新分野進出円高化法におきまして対象業種であります特定業種は、御承知のとおり、海外の地域における工業化の進展等の経済的構造の変化の影響を受けております業種として、製造業、ソフトウェア業、さらには情報処理サービス業等を指定しているところでございます。

今回の法改正は、御承知のとおり大変大きな円高がありまして、中小企業はこれからどうしたらいいかということで悩んでいるわけでございますけれども、そういう中で新分野進出について、例

えは必要があれば行つていただくということがありますけれども、こういった海外におきまされるいろいろな大きな構造変化を受けている人たちの中には、やはりすぐにはそういう対応ができないという方々もおられるまして、この間の息継ぎ、あるいは円高パンチに対して息を整えてから、新しくもつと抜本的なことを考えたいというふうな方々もいらっしゃるわけでございます。そういう息継ぎの間をぜひということで今回の改正をお願いしているわけでございます。

そういった意味からいいますと、やはり円高によりまして構造的な非常に大きな影響を受けている現行法の業種がこの対象になるのが適当だと私も考えておりますが、他方、御指摘のように輸入の拡大によりまして中小流通業者を中心に影響を受けておられるわけでございますが、これらの者につきましましては、従来から、商店街でありますとかポランタリーチェーンという非常にきめの細かいレベルで輸入品フェアというふうなことを実施するとか、あるいはことしの四月から中小流通業者を創設いたしました、中小流通業者等が共同で行います輸入事業への支援を行つてきているところでございます。

これに加えまして、今般の緊急円高・経済対策の中でも、輸入の実務でありますとかあるいは輸入支援施策等について知見を有しますアドバイザーを活用いたしまして、必ずしも輸入等について経験あるいは知識のない中小流通業者がその取り組を積極的に進めるために、中小流通業輸入アドバイス事業というふうなものを設けたわけでございます。さらには製品輸入促進税制というふうなものもございますし、こういったものを使いいただければ十分に対応していただけるものというふうな私どもとしては考えております。

○西川委員 今の御答弁もよくわかりますが、ひとつ、一例として申し上げたわけでございますけれども、臨機応変にこれからこの法律の間口を広げていただいて、大いに貴重なツールとして

使つていただきたい、こう思うわけでございます。あと三つほど簡単にお尋ねして、もう残りの九分間でございまして、答弁を簡略にひとつお願いをしたいと思ひます。

長官に伺ひますけれども、このエコノミストのインタビュの中で、金融の側面として、金融機関が不良債権問題などの影響があつて物的担保に非常に厳しくなつていて、したがつて、中小企業者が超金融緩和期にもかかわらず利下げのメリットを何も受けていない、こういう中における政策金融は非常に重要である、こういう御発言なんですね。私も全くそうだと思う。

きょう、銀行協会の橋本会長にそのことを、お名前を出して、これはもう公表されているあれでございますから、中小企業庁長官がこうやつて心配しているからという話を申し上げました。なぜかというところ、政府系金融機関の問題について余り活発にやられちゃ困るみたいな御発言があつたから、私は、そうじゃないんじゃないか、むしろ逆に、政府系金融機関のことを心配するならば、早く一般の金融機関も中小企業、小規模企業に対して窮屈でない金融の実施を行つていただくべきではないかということをお願いを申し上げたのでございます。

そこで、長官、十分な資金供給をしていただくために、先ほど御答弁ございましたけれども、なかなか、代位弁済の問題があつたりいろいろ大変だと思ひますけれども、今度のことで十分な効果が上がるんだという自信があらくなるかどうか、まずそこをお聞かせいただきたいというふうな思ひます。

○中田(哲)政府委員 委員御指摘のインタビュ記事につきましては、いろいろお話を申し上げたわけでございますけれども、整理、圧縮されている部分がございます。活字になつてみますと若干意の尽くされてないところがございますので、そこはお許しを賜りたいと存じます。中小企業金融につきましては、私も毎日多数

の中小企業の方々とお話をしておりますけれども、そのお話の中でよく出てまいりますのが、やはり政府系金融機関の充実をしてほしいという声でございまして、その背景として、民間金融機関から必ずしも十分な融資を受けられていないんだというようなお話があるわけでございまして、

このような状況の中で中小企業が構造改革の大変に厳しい時期を乗り切つてまいりますためには、私は三つの面で措置を講じなきゃならないというふうに感じております。

一つは、政府系中小企業金融機関により低利融資の充実でございまして、現時点で三機関の貸付残高が約二十九兆ございまして、平成七年度の計画でもさらに七兆を超える新たな貸し付けをやりたいというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたような補正予算でもいろいろな手当てをしているわけでございまして、これを今後さらに質、量ともに充実をさせていくということが肝要であろうというふうに思っているところでございまして、

それから二点目は、信用補完制度の充実でございまして、中小企業信用保険公庫あるいは信用保証協会を通じて中小企業向けの保証債務残高は、約二十七兆円に達しているわけでございまして、今後とも担保力に欠けます中小企業に対する民間資金の導入を促進していくためには、この信用補完制度が極めて重要でございまして、本年度の当初予算あるいは補正予算でも手当てをしておりますが、さらに充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから第三は、民間金融機関からの融資の円滑化でございまして、この点につきましては、去る五月十二日の閣議後の閣僚懇談会におきまして、橋本大臣から大蔵大臣にも適切な指導をお願いをしていただいたわけでございまして、事務方としても金融当局と一緒にこのあたりの手当てをしてまいりたいというふうに思っております。現在の予算措置等で考えますと、現時点での中小企業に對します資金供給のあり方につ

きましては、当面十分な貸付規模を確保できているだろうというふうに私も思っているところでございまして、

いずれにいたしましても、中小企業金融の非常に大きな部分を占めております市中金融機関からの資金の流れを円滑化するという点は大事でございまして、今後ともこれに意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○西川委員 最後に、橋本大臣に二問まとめて伺いして、質問を終わりたいと思います。

今長官からお話がありましたとおり、七回にわたる利下げ、一%に公定歩合がなつても、そして超金融緩和のこの時期に中小零細企業は大変厳しい環境に置かれておられるわけでございまして、大蔵大臣御経験者として、いわゆる民間金融機関に對しましてもぜひひとつ督励をしていただきますようにお願いをしておきたいと存じます。

最後にお願いをいたしますのは、国内の製造業対策として、円高メリットを享受して海外から原材料や中間財を安く仕入れることが考えられます。そして、それがうまくいけば内外価格差は正のために資する、こういうふうな考えなのでありますけれどもなかなか下がりません、こういう問題が実際にあるという御指導なりいろいろな政策的な御努力をされるのか、それが一点。

それから、この法律が施行されてから承認件数約一千件で、先ほど申し上げましたとおり、かなりの成果を上げているというふうに私も思います。そこで、ぜひひとつ補助金の額をもう少し上げていただかないと、東京でたしか一カ所なんですね、組合は組合として補助金を受けられるところは一カ所しかない。各都道府県、四十七都道府県、企業数にしても一つ、二つなんです。ですから、ここはぜひひとつ、実績を見ながらということもそうでございまして、大臣のひとり御努力で予算もふやしていただきたい、このことを、御決意を伺って質問を終わりたいと思います。

大変な時期でございしますが、どうぞ頑張ってくださいと思います。以上でございまして、

○橋本国務大臣 順番を逆さしてお答えをして恐縮であります。最後の御要望の点は、次年度の予算編成に向けまして十分我々としても勉強させていただきます。

また、私どもは既に民間金融機関における現実の融資体制に非常に危惧の念を抱いております。金融機関にまでも問い合わせをいたしますと、むしろ我々は貸出先を探しているんですという答えが判を押したように返つてまいります。しかし、まさに委員が先ほど御指摘になりましたように担保不足といったものが原因になり、実行に移されておられません。ちょうど先週の閣議後の閣僚懇談会であつたと思いますが、中小企業白書の閣議の後、閣僚懇談会の席上、私から大蔵大臣に對しまして、民間金融機関の融資状況についてぜひともチェックをお願いしたい、そして改善をお願いしたいというお願いを申し上げてまいりました。同様の御指摘を本日も受けてまして、今後とも金融当局を通じて民間金融機関の体制に改善が見られるように努力をしてまいりたいと考えております。

また、御指摘を受けました内外価格差の問題につきましましては、この急激な為替の変化の中で、既に通産省といたしましては、所管いたします関連する業界のすべてに對して要請をいたしてまいりました。そして、四月中に全部の業界に對してその要請をいたしました。政府全体としては、五月の末までに経済企画庁の手元でその状況を全部取りまとめ、そのメリットがいかに還元されているかいないか、その事実を把握し、公表するようにいたしております。その中で少しでもその状況が改善されますように一層努力をしてまいりたいと考えております。

○西川委員 どうも、委員長、ありがとうございます。

○白川委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 本日に円高というものが大変な状況になってまいりまして、もう日本で物をつくるなというふうな神の啓示なのかなという気がすると言ふある経営者の方もしらっしゃいまして、今般の俗稱中小企業リストラ法の改正案に關して、この改正案については二年間の時限ということ、緊急的な、また一時的な、ある意味で緊急避難的なものだということに承っております。

それでしたら、この二年の間に、先ほどの西川議員の質問の中に為替の安定についての質問があつたかと思いますが、為替が安定できずに、残念ながら円高がより一層進んだ場合に、今後の政府の対応というのですか、それはどういうふうにお考えになっているのか、その辺の行動の方針と決意というものを大臣の方からお答えいただければと思います。

○橋本国務大臣 我々は、現在の為替の水準がまさに行き過ぎたものであると考えております。その行き過ぎた為替の状況でありますからこそ、こうした緊急の法律改正をお願いを申し上げなければならぬ状態になりました。そして私は、この状況が一日も早く日本経済の実力に合った水準に落ちついてくれることを心から願っております。

と同時に、私は、我が国の産業界というものの、製造業界というものにつきまして、委員ほど悲觀的に物を見てはおりません。むしろ緩やかな円高といえますが、日本経済の伸展に應じた為替の推移でありますならば、これを十分吸収し得るだけの能力をお持ちである、私はそう信じております。

なぜなら、昨年の七月にこの中小企業についての調査を行いましたとき、その採算分岐点は百十三円でありました。今回、三月に入りまして急速な為替の変動に私自身も本心に動転をいたしました。中小企業庁の諸君に三月八日時点での調査を依頼したわけですが、この時点で、各関連企業、中小企業の採算分岐点は百十円にまで改善されておりました。私は、これは大変な御努力で

あったと思います。

ですから、これだけ急激な為替の変動がなければ、十分に対抗力を持った企業運営をしていかれたでありましょう。それだけに、我々はこうした時限立法をもってこの時期を乗り切るお手伝いをさせていただきたい、そう考えているわけでありまして、私は、この時期を全力を挙げて乗り切っていたと思いますと同時に、財政当局、金融当局の諸君には為替を一日も早く安定させるための努力をお願いを申し上げ、我々の努力とあわせてこの時期を乗り切ってまいりたい、そのように考えております。

○吉田(公)委員 大臣が言われるとおりで、本日に樂觀的に考えればそういうことなのかもしれないけれども、もしも万が一、不幸なことに同じような状況が出てまいりましたら、よくマスコミ等では一ドル五十円まで行くんじゃないか、百円という三けたの数字が割り込んだら、あと二けたは、十円も二けただよというふうな声もあつたり、各経営者、また業界の方々というものは、またそこに勤めておられる方も非常にお不安におのいておられるのではないかなというのが正直な気持ちではないかと思ひます。

その中で、この改正案ですけれども、中小企業の予算は年間大体二千億だと私は聞いております。前の商工委員会の質問のときにも申し上げましたように、一方、ガット・ウルグアイ・ラウンドで農業対策費、これは性格が違ふといえれば性格が違ふものでしょうけれども、やはり何兆円という金額が紙面をにぎわしました。私も何度も申し上げますように、中小企業の町大阪へ帰ると、どうなっているんだ、同じ額に汗して働く者が、同じように国際化というふうなものの中で、片一方は何兆円も国から補助がおりるらしい、何かしてくれらるらしい、吉田さん、あんな商工委員会だったら、中小企業に何は金が使われているの、いやあ、残念ながら二千億なんですよ、どういふこと。吉田さん知っているか、税金かて中学校ではこういうふうな先生の先生が教えているんですよ、

トーゴサンだと。サラリーマンが十割、自営業者が五割、農業の方は三割だ。三割しか捕捉されていない農業の人たちにそれだけお金をやる必要があるのかというふうな声も出ております。

これは、大蔵大臣を務められた橋本大臣におかれましては、いやいやそんなことはないという反論というふうなことをされたのはよくわかりますけれども、それが商工業者、なかんずく中小零細企業の経営をされている方の偽らざる意見ではないかと思ひております。

その中におきまして、先ほどの質問、答弁の中で、前回のリストラ法の中で約一千三百件の申請があつたと聞いております。今回この二年間という期間、これからという期間の中でこのリストラ法の件数というのですか、どれぐらい見込まれておられるのでしょうか。

○安本政府委員 現行リストラ法は千三百三十八件でございますが、今回の法改正に基づきます事業展開計画は、既存の分野進出等計画の申請に比しまして、施策の利用可能者の範囲という要件が非常に緩くなつてくるということ、あるいは計画の中の記載内容も、従業員の研修や外部からの指導というふうなものでもよいというふうなことになるというところでございまして、さらに幅広く中小企業者の方々に御利用いただけるものではないかというふうに考えております。

○吉田(公)委員 それに対する予算は十分にとつてあると認識してよろしいのでしょうか。

○安本政府委員 今回の措置は税制に係るものが中心でございまして、これとは別でございましてけれども、関連対策として、円高対策として別途六百七十四億円という補正予算を措置しております。

○吉田(公)委員 そういう中で、一番心配しておられるのは、経営者のみなならず、勤めていらっしゃる方が自分たちの働く場というのですか、雇用というふうなものを非常に心配されておられると思ひます。今から十年前のブラザ合意の後の円高不況、バ

ブルの前でございまして、私も当時研究生活をしておりまして、現場を見に行くという形で、自動車産業でありますとか鉄の業界とかへ行きましたときに、下請企業の方という言い方はよろしくないのですかね、協力会社の方々のお話を聞くと、本場について涙が出てしまうようなお話でした。吉田さん、私はこの会社に勤めたら一生この町で生活できる、ここで家も建て、子供を育てると思つたら、円高というもので突如、当時は海外進出ということが出ておりました、親企業が行くから私たちも行かなあかん、私は高校しか出てへん、英語もしゃべられへん、これは海外へ行かなあかんのか、私の人生は何だったのかなと。

鉄の方もそう言われました。こういう機会に、今で言うならリストラですか、当時合理化という言葉がありまして、よく世上で鉄の会社は合理化すればすぐ利益が出るような企業だよというふうなこともありまして、そういうことをいばるつと申し上げますと、人事担当の方ですか、涙を浮かべて、お若いからそういうふうなことを言われるのでしようけれども、そういうふうな言われる人間の身になつたらどうですか、そんなことではないのですかと。

私が政治を志したのは、一番そこが原点です。日本の政治家という人が、何かニューヨークのホテルへ集まつて、こうこうこうだよと一つ決めた結果によつて私たちの生活がこう変わつていく。本場にこれ日本の政治はいいのですかというふうな、その涙というものを私は今でも忘れることができないのです。

ですから、この円高に係るリストラ法に関しては並々ならぬ関心を私も持つておりますし、ぜひとも早期の成立、そして運用をお願い申し上げます。というものです、働く場ということ、前回千三百件の申請があつた、そういう状況の中で、雇用に対して具体的に何か、合理化をしたとか人がこれだけ減つたという具体的報告があるのかどうか。

また、そのときの附帯決議の中にも、「雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること」というふうな附帯決議が第四項目に出ております。また、本改正案におきましても、新分野のみならず新規の事業を展開する場合には雇用の安定を図るという言葉が出ております。それについて通産省として具体的な何か施策を行ったのか、調査を行ったのか、またトレーニングを含めて今後何らかの施策を行つていこうという計画があるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○安本政府委員 新分野進出法、通称リストラ法と呼んでおりますので、そのリストラという名前がちょっと印象悪いのかもしれませんが、新分野進出円滑化法の主眼は、やはりまさに新分野進出を支援して中小企業の活力ある発展を図ること、つまりは雇用機会の安定でありますとかあるいは増大、できれば増大ということを目指したいというふうな考えているわけでございます。

私ももといたしまして、承認を受けた計画につきましまして調査いたしましたところ、全部の調査ではございませんが、千三百三十八件のうち百件をサンプリング調査いたしましたところ、その計画の中で雇用者を減らしているという件数は一件もございません。

それから、私どもの実施要領等で、計画を承認する際にはそういった雇用問題が生じないようにということを通してありますので、そういった点で承認の際にいろいろ配慮が行われているというふうな考えております。

○吉田(公)委員 それでは、通産省として具体的に何かトレーニングですとかそういうふうなものをプログラムしてどうこう、そういうふうな、アドバイスをしたり助言をしたりということはこの過程においてはなかった、そう認識してよろしいんでしょうか。

○中田(哲)政府委員 リストラ法の運用に関しましては、これまでそういうことはなかったわけでございます。むしろ、計画いろいろな記載項

目がございますけれども、その中に雇用の項目もございまして、特に問題になるようなことはなかったというふうに承知をしております。

ただ、この従業員のトレーニング等につきましては、雇用の維持の観点からも大変重要でございますので、まさに今度の法改正によりましてそのようなことを計画に盛り込んで実施をしていただく、そういう場を設けたいというのが改正の一つの趣旨でございます。

○吉田(治)委員 それでは、雇用の問題というのは労働省の管轄になってまいりますが、労働省の方に来ていただいていると思いますが、じやこいうリストラ法という法律が出る、雇用問題という点に關して、通産省と労働省の間に何らかのリンクがあったのかどうか。

また、これの問題だけじゃなくて、雇用というものに關して、今よくマルチメディアの時代とか言われております。マルチメディアの管轄はたしか通産の管轄だったと思います。でもそのトレーニングというの、やはり労働省の方で管轄してやっていけることではないかなと思っております。その辺のリンクというものはどういうふうになっておるのでしょうか。お答えいただければと思います。

○井口説明員 ただいまのお尋ねでございますけれども、こういった事態に対処するためのトレーニングはどうなっているかということでございますが、もとより通産行政と労働行政一体となつてこの問題に取り組んでおります。

例えば、私も、事業再構築を実施する事業主の方々に對します種々の助成金を設けておりますが、その中で雇用高度化訓練奨励金という制度がございまして、これは労働大臣の方へ申請をいただきます。その認定のもとに配置転換、出向、再就職のあっせん等を行う場合の労働者、そういう方々に対しまして事業主が訓練をされる、こういった場合の助成も組み込んでおります。

これらの政策は、いずれにいたしましても商工

政策と一体となつて取り組むべき性格のものでございまして、従前より商工施策と緊密な連携のもとに実施を図っているところでございます。

○吉田(治)委員 関連して、雇用調整助成金という制度がございまして、これを使つての企業側のいろんな取り組みというふうなものがあるんですけれども、これに關して労働省の方、いかがでしょうか。どれぐらい昨年度この雇用調整助成金というものが使われたのか、活用されておるのか。

その中における大企業と中小企業の比率というのですか、その辺数字がありましたらお教えいただけますでしょうか。

○井口説明員 平成五年度の雇用調整助成金の利用実績でございますが、総額で三百八十五億円でございまして、そのうち中小企業の利用でございすけれども、二百十六億円で、全体の五六％強となつておるところでございます。

○吉田(治)委員 やはりパーセンテージからしても、非常に中小企業の方が厳しいというのが数字からもわかると思うんですが、ただ、一つ、私いろいろ話を聞いておりますと、この調整助成金の制度自身の周知徹底という部分では、よく名前は聞くけれども余り知らないということをよく聞くのですけれども、その辺のPRということですか、広報活動というのはどういうふうになつておるのでしょうか。

○井口説明員 雇用調整助成金につきまして、中小企業の方々の利用を促進するというところで、企業向けの制度の概要を説明いたしましたパンフレットをつくっております。これによりまして制度の周知を図っております。また、それとあわせて、私もガイドブックというものをつくつておりまして、それによりましてこの制度の利用に当たりましての具体的なノウハウ、こういうものを提供いたしております。それから、全国の公共職業安定所におきまして、事業主の方々にお集まりをいただきます。説明会を開催する、こういったことを行いまして、本制度が中小企業事業主の方々に對しましてより活用しやすいものとな

りますように努めておるところでございます。

○吉田(治)委員 今、そういうふうな広報活動という部分でございましたら、このリストラ法、先ほどもから一千三百三十八件の利用があったというふうに聞いておりますけれども、これは主な目的とする製造業の救済というのは全国で八十一万六千事業所がある。その中で計算しますと、その中の一千三百三十八事業所しか、ある意味で使っていない。

カウンターの仕方がいろいろあると思うのですけれども、何かその辺に周知の方法、広報活動の仕方というのには問題があるのじゃないかなというも、商工の質問の中で申し上げておるのですけれども、やはり知っておる人と知らない人の違いが出てくる。

それで、どういうふうな周知活動をしているかというと、大体都道府県なり市町村なり、そしてそこから中小企業団体中央会、中小企業団体の関係の業種、また商工会議所等というふうな形でおろしていつているというふうなことがよく言われております。それですから、少し発想を変えられて、そういうことをされているかとも思うのですけれども、各市の、市の広報誌に載せていただくとか、そういうふうな活動まで踏み込んでやられているのかどうか。また、今後ともそういうふうな活動をこれから積極的に進める計画があるのかどうか。

やはり知ると知らないのは大違いというのはこういうことかと思つております。またいろいろ御相談を受けたときも、知っている人は、前回のリストラ法の法案の途中から、どこへ申請しに行ったのか、どこでこれをやってくれるのか、具体的なこととはもう法案が通る以前から知られているのですけれども、知らない人に関しては、いろんなところでお話し申し上げたら、ああそんなのがあるのというふうなやはり反応というのが出てくると思つております。

やはりできましたら、こういう公の、行政がや

るということはどれだけ周知が徹底できるか、その費用もばかにならないと思つてはいただいても、いろいろ知恵を絞つていただきたいと思つておりますけれども、その辺の現状、また今後の方針というものを聞かせたいと思つております。

○安本政府委員 PRにつきましてはこれまで、先生御指摘のとおり、都道府県あるいは商工会議所とか商工会でありますとか中小企業団体を通じて行つてきているところでございます。

本件、今回の改正につきましても幅広くPR活動をしたと思つておりますが、例えば中小創造法のPR、まだやつていないところがございますし、そういう中に織りまぜたり、あるいは緊急円高・経済対策とあわせて説明会等も今後行つていきたいと思つております。また、先生今御提案のありましたようなことにつきましても積極的に検討いたしまして、できるだけ中小企業者の方々に広く知られることになるように努力したいと思つております。

○吉田(治)委員 よくわかりました。知らない人がいらないようにするのはまず不可能かもしれませんが、できるだけ積極的なPR活動、たしか総理府の方ですか、総務庁の方ですか、テレビ番組、土曜日の朝でしたか、やっていたりしておりますので、そういうところへ通産大臣が積極的に出ていただいて、中小企業のために行政はこれだけしているというふうなことをPRしていただければなと思つております。

次に、先ほどのリストラ法、一千三百三十八件の新分野、先ほど西川議員の質問の中にも、食品関係をやつていらつしやる方は関連業種の食品関係という形で、なかなか新分野、全然違う分野に行くのは難しいということはあると思つてはいただいても、数字を見ても、余りにも同じ業種への関連展開というのが多過ぎるのではないかなというふうな気がいたしております。それはそれで結構かと思つてはいただいても、中身の問題だと思つてはいただいても、

そこで、申し上げたいのは、地元というのです

か、いろいろな方、商工業者のお話を聞いておりますと、いや、これは通産の人たちというのですか、商行政に携わっている方も、次の飯の種というのですか、こういうふうな業種が成長しそうだよと十四項目か十六項目が出されておりますが、あるけれども、それが具体的にお金もうけになるのかどうか、飯の種になるのかどうかというのは非常にわからない。また、先ほどの広報ではございませぬけれども、情報ですね。ある方に聞きますと、例えば産業技術総合研究所に依頼して聞いてみても、ちょっとわかりませんというお答えが返ってきたりして、どこから探していいのかわからない、どこから手をつけていいのかわからないとお話があるのです。

その辺のお考えというのは、次の飯の種、何項目、これがあります、そういうのは結構です。どういうふうなことを考えて、次にそれをどういうふうな情報として流していくのかというところをお答えいただきたいと思っております。

○安本政府委員 御承知のとおり、昨年六月の産構審基本問題小委員会の報告書におきまして、今後さらに発展が見込まれる市場分野につきましても、従来の産業分類にとらわれず、住宅関連でありますとか医療・福祉関係、情報等、十二の新規成長分野を提示したわけでございます。しかしながら、こうした分野だけが成長分野というわけでは必ずしもございませぬ、今予測されないようなところの成長分野が潜んでいるということも考えられるわけでございます。

私ももとしましては、中小企業が御自分のすぐれた企業感覚といえますか事業感覚でこういった情報収集をみずからやっていたらいいことも非常に大切なことだと思っております、例えば、そういった情報収集活動あるいは同業者の方でいろいろお考えいただく活動を支援するものとして、活路開拓ビジョン事業というふうなものがございします。そういったものを実施いたしまして、さらに企業者が御自分の感覚あるいは問題意識で新しい成長分野が何かということを探していただく、

そういうお手伝いをしたいと思っておりますし、今回、緊急対策で事業開拓コンサルティング事業というものを創設いたしました、これも大企業等、他の会社で、あるいは研究分野、あるいは別の分野で働いてこられた方々の知見をもとに新たな分野というところを開拓していただくためにそういった事業を設けたわけでございまして、ぜひ御自分たちの感覚で情報収集に当たっていただきたい、それを支援していきたいというふうな考えであります。

○吉田(治)委員 よくわかりました。ただ、ちょっと一点気になる数字がありました、一千三百三十八件の中で低利融資を受けられた方が四百四十四件でございまして、これは何か理由があるのでしょうか。もともと低利融資を求められなかった、もしくは求めたけれども申請が却下されたとか、その間の、三分の一しか低利融資を求められなかった何らかの理由というものはあるのかどうか、あれば教えていただきたいと思っております。

○安本政府委員 計画を承認された方々、必ずしもリストラ融資を全員が申し込んでくるというわけではございませんで、リストラ法で用意しております税制上の措置でありますとか、例えば保証、保険といった他のところの措置を求められる方もいらつしやるというところでございまして、大ざっぱに言いますと大体三分の一の方がリストラ融資を申し込んでおられて、全部ではございませぬが、大方の方が融資を認められているという状況でございします。

○吉田(治)委員 次に、緊急円高・経済対策における中小企業円高対策について質問を申し上げます。円高という話になりますと暗くなつてまいりました、何か悪いことのような、日本の経済がだめになつていく前ぶれではないかというふうなイメージを持ったりするのですけれども、ここでひとつ、円高メリットというのですか、円高によつてこれだけよかったというふうなお話をちょっと

私は聞かせていただきたいなと思うのです。物価でありますとか、さまざまなこと、内外価格差の問題とかあると思うのですけれども、経済企画庁の方、その辺、メリットの部分はどのようなものがあつたのかというふうなものをお聞かせいただければと思います。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。円高の進展によりまして我が国の物価の上昇率というのは諸外国に比べて大変安定的に推移をしております。そういうことで、私どもは円高のメリットが物価の安定に寄与をしているというふうに基本的に考えております。

ただし、今回の三月以来の急激な円高、これはファンダメンタルズを反映しているものではなくて是正されるものであるというふうに考えておるわけでございしますけれども、仮にこれが継続するといったとしても、その効果というものが消費者物価へ波及するにはかなりの時間を要するのではないかと、もう少し長期的に見まして、平成五年二月以降に進展をいたしました円高の効果につきましては、これは小売価格に着実に波及をしております。特に輸入消費財等々を中心にして、商品の価格というものは下落を示しておるわけでございします。

また、サービス価格の上昇率につきましても上昇率は大変鈍化をしておることから、諸外国でこの間の物価の上昇率というものが大体二%ですとか三%という状況の中で、我が国におきましては大体一%台とか一%を切るというふうなことになつておりまして、そういうことで、円の購買力平価というものの着目をいたしますと、これは着実に改善を示しております。

ただし、為替レートの方がそういう購買力平価の改善を上回つて急激に進むものでございします。ですから、内外価格差というところに着目をいたしますと、内外価格差の拡大というものが一時的にはやはり避け得ないという状況でございまして、私ども、円高差益の還元と同時に、内外価格差の是正ということの一つの大きな政策課題にし

てやっておりますのでございます。

○吉田(治)委員 物価の部分、内外価格差の部分、いろいろお話を聞かせていただいて、思い出すのは、このゴールデンウィークの最終日ですか、どこのニュースも海外からの帰国ラッシュだ。帰国ラッシュでどういふことが聞かれていますかという、みんなマイクを向けて何を聞かれていますと、海外へ行つて何をしましたかと言つたら、物を買つてきました。幾ら買つてきましたかと言つたら、こんな言い方は非常によくないかもしれませんが、普通のOLらしき方が四十万買つてきました、五十万買つてきました。そういう方々が何万人も海外へ出られて物を買つておられる。

これは反対に言いますと、内外価格差があるからというのと同時に、日本の国内からしますとそれだけの消費が海外に逃げていっている。景気回復においてやはり個人消費の力というのは非常に大きいものがある。それが海外にまで行つて、みすみす海外にそれが逃げていっているという部分があるのは非常に残念ではないかなというところ、これだけは一言申し上げまして、続きまして、緊急円高対策についての件について御質問申し上げます。

緊急円高対策、緊急対策並びに構造改革対策というふうなことを銘打たれてございますが、やはりこの件について、いろいろ地元の方、中小零細企業の方とお話しますと、まず最初に出るのは、いや、それはよくわかつた、それ以前にしてみらいたいことが一つあると言つておられます。

どういふことですかと言つと、バブルという言い方はよくないかもしれませんが、あの景気のよかつた時代に高い金利で政府系金融機関からお金を借りた、十年間の契約だ。それを何とか、今安い金利に、借りかえという言い方がよくないのか、そこから借りてきて一括して返してというふうなことをしたい。でも、なかなかこれは認めてくれない。もうそういうふうな約束は約束で仕方がないんだけれども、でも、その高い金利をこの

不景気のときにまた払わなければいけない。聞けば、住宅金融公庫、これは性質が違ふかもしれないが、住宅の場合は住宅金融公庫の一括返済というのがあるではないか、なぜ商売をしている者にはそういうふうなことに付いて厳しいのかなというふうな率直な意見がございいます。

それで、こういうふうないろんな制度でこれだけお金を使ったというんだつたら、いや、それ以前に体質的なものを改善するために、そういう高い金利のものを何とか一括返済でもして安いものにかえたいんだ、何とかならぬのかなというお話をよく聞きますが、これは何とかならぬのでしょうか。

○中田(哲)政府委員 金利の高かった時代に融資を受けた中小企業者の方々から、委員御指摘のような御要望があることは私も承知をしておるところでございまして、政府系中小企業金融機関の融資につきましては、既往債務の借りがえというものを認めるということとは、実質的に約定金利の変更を行うということにつながるものでございまして、大変難しい問題でござい

す。御案内のとおり、融資を受けるに際しましては、固定金利と変動金利のいずれが有利かといったような問題があるわけでございまして、いずれも一長一短あるわけでございまして、政府系中小企業金融機関につきましては、景気等に伴う金利変動に対して安定しておる、かつ長期的な資金計画の立てやすい固定金利制をとっているところでございまして、これを変更しようといいたしますと、貸付原資との関係で、金融機関の健全性に支障を来すおそれもあるわけでございまして、現在の制度では大変に困難な問題でござい

ます。ちなみに、中小企業金融公庫等におきましては、金利の高かった時代の既往債務につきまして、返済に支障を来しております中小企業者の負担を軽減するために、平成五年六月から返済資金緊急特別貸付制度というものを適用しております、十六億ほどの実績があったわけでござい

けれども、昨年十一月からは申し込みが一件もないということ、現在は運用を停止しておるところでござい

ます。いずれにいたしましても、中小企業者の方々のそれぞれの負担のあり方、あるいはそれぞれの信用力、資金力のあり方については千差万別でござい

ます。私ども、これからの個々の中小企業者の方々の実情に合わせて、償還猶予等々につきまして弾力的な配慮をすることによりまして、御理解を得ていきたいというふうに思っているところでござい

ます。○吉田(治)委員 その意見はよくわかるのですけれども、たしか中田長官は昔大阪で近畿通産局長をしていただいたと記憶しております。大阪のことは非常によく御理解していただいていると思

います。その人たちがどういふふうに言われているかと私がヒアリングした結果をちょっと申し上げたいと思

います。審査のとき、借金が多いというが、国金という名前がいかにどうかかわりませんが、バブルのときは審査せずに貸した、そんなものがかさんでいるんだ。今そういうところは踏ん返り返って何

なのというふうな、やはり商工業者の意見というのは、私は地元におって、また地元だけじゃござい

ません、いろいろな方のお話を聞かせていただ

いて、なるほどそうだなというのには非常によくわ

かいます。また、ちょっとマル経について、マル経という

のが無保証・無担保という形で、マル経の今度の枠が五百五十万から六百五十万に拡大しますが、ど

うでしようか、ひとつそれ以外に、例えば住宅金融公庫では保証料というものを払えば保証人が要

らないとかいう話も聞いております。これからの金融の運営に關して、そういうふうな制度もつ

ていられる必要があるんじゃないかな。例えば、マル経の枠をもう少しふやしても、保証料を積み

めれば、もう保証人がなくても担保があればいいとか、そういうふうな柔軟な対応というものがこれから

必要だと思ふのですけれども、その辺はどういふふうにお考えでしょうか。○安本政府委員 政府系中小企業金融機関につ

きましては、従来から中小企業の個別の実情に

応じて融資が行われるよう指導してきていたこ

ろでございまして、担保徴求につきましてはでき

るだけ弾力的に対応しているところでございま

す。また、民間金融機関においても、中小企業に

ベンチャービジネスが立ち上りの時点において資金調達に非常に苦勞をされ、なかなか新規立地がままならない。NASDAQがよく議論の対象になりますように、こうした立ち上がり時期の資金需要に対して対応できる市場が育っていないということも、これは我が国の問題であります。だからこそ通産省は、こしはばらくの間、随分大蔵当局との間で議論をしてまいりました。そして今回、店頭市場の相当程度の規制が緩和されましたことを私どもとしては喜んでおります。

しかし、そういう意味では、例えば社債の商品性の多様化でありますとかCPの規制は今回全く緩和の対象になりませんでした。さらに、ソブリン債を初めとする円建て外債の問題とか、短期国債市場の問題とか、むしろ民間における資金調達により容易にできるような市場をつくることの方が、私は今、急務ではないかと思ひます。

政府系金融機関は当然のことながら、なかなか民間の手の届かないところを埋めていく責任は委員御指摘のとおりあるわけですが、その原資はまた国民からお預かりをして運用させていただいているお金、このお金の使い道に一定の限界があることも御理解はいただきたいと思います。

○吉田(治)委員 大臣おっしゃられることはそのとおりだと思います、やはり国民から預けられたお金というものを運用するという部分で、ただ、大臣御理解していただいていると思いますが、景気のいいときと悪いときの、対応ですとか、審査基準という言い方はいいかどうか分かりませんが、その違いはやはりあったというのは御理解していただいていると思います。

また、先ほど申しましたように、性格は税金と保険、郵貯という形で違うかもしれませんが、一国民、町工場のおやじさんという言い方はいいかどうか分かりませんが、おやじさんからすると、新聞だけ見ておれば、農業を目的にしているわけじゃございませんが、農業には何兆円というお金を使われるのに、私はそういう政府系とい

うところに金借りに行ってもけんもほろろなんやなというのは偽らざるところでございします。

だから、その結果として、もつとしろとか言うだけじゃない、やはりその違いはどういうところにあるのかという周知も必要でしょうし、PRも必要でしょうし、それは大事なことだと思ひますけれども、やはりその辺のところを、かえって窓口の一社員というのですか、一担当者まで、教育というのですか、トレーニングというのですか、ということも必要です、そういう説明を優しくしてあげるといふことも私はそういう部分においては必要ではないかと思ひます。

また、大臣言われましたように、民間でより容易に資本調達。そうなつてきますと議論が分かれてくるんですね、中小企業の方々にとると。いや、それはよくわかるんやけれども、現実問題としては行つても相手にされへんのや、そやから政府、何とかしてえなど。ですから、その辺はより決意があつてやつていただけたらということを理解させていただきまして、あと細かい点、二点ほど質問させていただきます。

この緊急円高対策の中で、事業開拓コンサルティング事業の創設というのがございまして、これについても、いろいろなコンサルティングということになってきますと、先ほどの答弁の中では、実務についた方をできるだけ登用したいということですが、やはり中小企業診断士ですとか経営指導員という、肩書が物を言うと言つたら言い方がいまいかどうかわかりませんが、その方々が中心になっていかざるを得ないんじゃないかな。そうしますと、その人たちに指導を受けられる方にしたら、やはりこれは、あんたら、ねじの一本も回したことがあるんかいな、材料の重さ知つていんかいな、キロとトンと、私たちの業界やつたら、まだ円やなくて銭まで一個一個の部品、値段かかるんやでというふうなことに對する率直な不満というのですか、そういうのもあるやに理解しております。ですから、そこにおきまして、例えば経営に携わつたことがある人、事業

に携わつたことがある人をどう登用していくのか。

また、一つには、そういう診断士の方、指導員の方のトレーニングというのですか、訓練というのにも必要でしょうし、また、等級に分けるといふのはいかがかと思ひますけれども、例えば実際に事業をやつておられて診断士になられた方には、まあ上級診断士という言い方は適切かどうかかわかりませんが、そういうふうな新たな制度というのですか、そういうのもつくつていく必要があると思ひうのですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○鈴木(孝)政府委員 今般創設を検討しております事業開拓コンサルティング事業につきましては、先生御指摘のように、実際の知識あるいは実務を持つていられる方が指導をするというのが重要であらうと私も認識しております。現在、中小企業事業団においてこの制度を運用する場合にどうするかというのを検討しておりますが、中小企業診断士のほかに、先生御指摘のように、実際企業経営に携わつた方、あるいは技術、実務研究者、そういった専門家の中から、私もは次のような三点の選定基準を今検討しております。

一つは、中小企業の経営または技術の分野に関する十分な知識と経験を有すること、二番目は、適切な指導助言を行うに必要な時間を確保できること、三番目は、この事業に對しまして熱意を有するとともに、適切かつ円滑な指導助言を行える信用、人望を有する、そういう方々を中小企業事業団に登録いたしまして、中小企業の方々からの要望にこたえたいと思つております。

また、中小企業診断士を活用する場合には、先生御指摘のようなことを十分踏まえまして、実務経験のある中小企業診断士を活用するというのも考えてまいりたいと思つております。

○吉田(治)委員 非常によくわかるのですけれども、具体的に、例えばこういう人たちの資格を取つた後のフォローというのですか、トレーニングという言い方はよくないかもしれません、何か

具体的なものをやられているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木(孝)政府委員 この制度を実際に運営いたしますのは中小企業事業団でございますが、中小企業事業団におきまして登録を受けるような専門家の方につきましては、先生の御指摘のようなことを踏まえましてトレーニング等を行うように考えております。

○吉田(治)委員 次に、先ほどの円高という中で、経企庁の方が物価を下げる要素がある、また西川議員の質問の中に、輸入品というものを活用することによって企業の経営というものを少し助ける手だてになりはしないかという中で、輸入アドバイザー事業というのですか、こういうふうなもの、中小流通業者等による輸入の促進という施策がありますけれども、一点お聞かせいただきたいのは、これとジェトロとはどういう関係になるのか、同じ税金が使われていく中でどういふような関係になっていくのか。

それと一つは、もう亡くなられたのですけれども、私どもの隣町に、全国商店街振興組合連合会ですかの副会長さんが住んでおられます、その方が、大店法の問題のときですか、お話を伺いましたら、いいことを言われていました。政府というのにはなぜ私たち中小小売業者をこの輸入という部分で活用してくれないのか。当時、アメリカから大店法の問題が出ておりました、SIIですが、構造協議のときですか、アメリカ側の言い分は、日本のスーパーだとかそういうふうなので売り場があれば輸入商品はたくさん置いてもらえる、そうするとよく売れる。その副会長さんが言われたのは、そんなんだつたら、各店に一つ一つ輸入品を、特徴あるものを置いてくれよと。私たちは対面販売で、勤めろと言つたらそれを勤めてお客さんに売るんじゃないか、その方がよっぽど効果があるんじゃないか、そういうふうな発想をしてもらえないのか。当時、議員でもありませんでしたので、あそこ

ういふものかなと思っておりましたけれども、やはり輸入というふうなものを考えていきますと、アドバイザーとかジェトロというだけじゃなくて、そういうふうな流通の末端まで含めたような発想が必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてどういふふうにお考えでしょうか。

○鈴木孝三 政府委員 今般この制度を検討するに当たりまして、事業の目的、趣旨というのは、先生御指摘のように、円高メリットを中小企業、特に中小の流通業者の方々にぜひ活用していただくような環境整備を図る必要があるのではなからうかと。そういった意味で、中小企業の方々の中で、輸入に対する取り組みの意欲のある方々で実際の輸入の実務を御存じない、あるいは輸入の支援策、私どもの政策を御存じないような方々につきまして専門家がアドバイスを行う。

その専門家ににつきましては、私どもは現在中小企業事業団で登録するというのを考えておりますが、先生御指摘のように、輸入に関しましては、ジェトロが輸入促進事業において大変な知見を持っておりまして、またジェトロの中には輸入ビジネスアドバイザー制度というのもございます。この輸入アドバイス事業、中小企業事業団の事業を運営するに当たりまして、よくジェトロとの連携、あるいはジェトロのアドバイザーを活用するといったことで、両者が連携いたしました、中小企業、特に中小流通業者の方々の円高メリットの活用といったことに資するように運営を考えてまいりたいと思っております。

○吉田(治)委員 そのお話を聞いておりましたら、昨年の夏に商工委員会で視察に行きました、私ども大阪市のアジア・太平洋トレードセンターというのを思い出しました。ああいうふうなものがジェトロと一緒に、またアジアの国々ですとかさまざまと一緒になって、輸入というものがもっと近づいて、それこそ通産省さんのキャッチフレーズであります輸入で我が家が国際化ですとか、そういうふうなことに一歩でも近づ

くことを祈ると同時に、本当に、海外へ出て三十万も四十万もお金を使わなくても、日本でそれを買うことによって日本の経済を少しでも上向させるような方法にしていこうということが必要ではないかなと思っております。

時間ももう残すところ少しですが、円高ということで見ましたら一つ関連という形で、きょうの朝刊等に出ております日米の自動車の部品協議、アメリカの方がいよいよ対日制裁を出してくるということですが、まず最初に、補修部品の調達という形で、これは車検制度にも大きくかわってくるのですけれどもこの辺について、この協議における対応、または今後の方針について、まず運輸省さんの方からお聞かせいただきたいと思っております。

○下平説明員 お答え申し上げます。

今回の協議におきまして、自動車の補修部品の規制緩和の問題がテーマに上がっております。我が国におきましては、自動車の補修部品の交換は原則自由でございます。また、規制の対象となる部品につきましては、その取り扱いには内外無差別でございます。したがって、我が国の規制が外国製部品の輸入の阻害とはなっていないというのが私どもの基本的な認識でございます。

しかしながら、この五月の初めの協議におきましては、こうした基本認識は変わらないものの、協議の進展を図るという見地から、運輸省といったしましては、安全の確保あるいは公害の防止といったことの支障のない範囲で最大限の提案を行ったところでございます。こうした協議決着に向けての努力を尽くしたにもかかわらず、結果として協議がまとまらなかったというのは大変残念に思っております。

お尋ねの今後の対応についてでございますけれども、今回米国に提案しましたこうした内容につきましては、今後段階的に実施をしていくという方向で検討してまいり所存でございます。

○吉田(治)委員 運輸省さん、譲る——譲るといふ言い方はよくないですね、こちら側がどうもお

かしいなと思う部分は積極的に、譲歩というか、譲るべきところは譲って、しかし、守るべきところはしっかりと守っていただきたいと思うのですけれども、時間もあれです。

最後に大臣に、私はちょっと残念だなと思うのは、これだけ大きな日米間の協議について、この委員会でも別途時間が設けられていない。大臣からの御話もテレビですとか新聞を読む以外に聞いたことがございませんので、ぜひとも大臣の口から、この日米の協議についてのあらまし、概要、それから今後の見込み、そしてこれに向けての決意を教えてくださいたいと同時に、何かおかしいのか、なぜこうなってしまったのかなというふうなところがあると思っております。

先ほど次の飯の種というお話を申し上げましたけれども、日米関係というのはずっと日本の次の飯の種をめぐっての争いだ、繊維が始まり、カーレーテレビが始まり、自動車が始まり、半導体が始まりと。それでまた自動車に戻ったというのは、いよいよ日本もこれは次の飯の種がなくなつたのかなという気もしないでもありませんけれども、最後に、ぜひともこの件についての大臣の見と今後の方針と決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

○橋本國務大臣 先般バンクーバーにおきまして、USTRカンター代表と、最初の日に七時間を超える議論をいたし、その後ウィスラーに場所を移しましてまた三時間近い議論をいたしました。が、自動車、同補修部品につきましては議論が決着をいたしませんでしたこと、力足らずでおわびを申し上げます。

今回私どもとしては、アメリカ側がいわゆるボランタリープランというものに固執をしないのであれば、すなわちディーラーシップと補修部品の問題でありますならば、決着の可能性あり、そういう期待を持っておりました。なぜなら、今運輸省の方から御報告がありましたように、運輸省が非常に大きく姿勢を変え、その規制緩和の流れの中で従来の主張を大幅に譲歩されたからであります。

す。

ところが、現地に入ってみますと、冒頭からボランタリープランの議論が継続をし、恐らく全体の七割までがボランタリープラン是非かという議論に終始したというのが実感であります。ボランタリープラン、すなわち民間の各自動車メーカーの自主的な部品調達計画、購入計画にそれぞれの企業の経営判断を超える上乗せがなければこの交渉を決着させないというアメリカ側の意思は極めて明確なものになりました。しかし、それでもディーラーシップあるいは補修部品市場だけでもまとめることはできないかと考えましたが、ボランタリープランへの上乗せがなければ他の分野も決着させないというのがアメリカ側の方針でありまして、最終的には決着を見るのができなかったわけでありました。

そして、この問題を私は、一自動車産業の問題にとらえた議論は本来なら避けたいことであります。この問題で問われたのは、一国の政府が他国の個別の民間企業に対し、それぞれの経営方針に基づく経営計画の変更を求め、それぞれの個別企業から経営計画の変更は不可能という返事を受けた後に、今度は政府間の交渉において、他方の政府の意思によってその国の個別企業の経営計画を変更することを求めた、これが今回の問題点であります。この点は、私は、いかに言われましてもそれを約束することはできませんでした。そして、これがいわば了承されないのなら他の分野もまためないというアメリカ側の意思は極めて強固なものであります。

そして、昨日、日本時間の夜十一時、アメリカ側は一方的措置としての制裁リストの公表という措置に踏み切りました。これは当初からアメリカ側には私は通告をいたしておりましたが、日本としては本日WTOへの提訴に踏み切ったわけであり、本日から昨日やりたかったのですけれども、ジュネーブ、既にもう夕方でしたから、きょう改めてこれは行うことにいたしました。今後は、WTOのルールに従って我々は正々堂々と日

本の主張というものを展開し、各国の、恐らく支持が得られると考えておりますけれども、協力を得ながらアメリカの方針を変えていかなければなりません。

ただ、ここで一点私は申し上げたいのは、これはまさにカンター代表の意見とは実態は異なっておりまして、アメリカ自身にも影響の及ぶ措置だということでありまして。仮にこの十三の車種というものが全部制載リストどおりに、制載にアメリカが踏み切ったとしたしますならば、二千店強、従業員六万人強の、関係ディーラー及びそこに働く方々には大きな影響が生ずるでありましょう。

これは全米の中の大体五割から七割ぐらいに当たります。さらに、対象となりました自動車の日本国内生産が減少することから、米国からの部品購入は約一割減少することになるでありましょう。これはアメリカの部品メーカーにも影響を及ぼすことでもあります。さらにそれは消費者にも影響を与えることでもあります。日本への制裁措置というものはアメリカにもはね返っていく性格のものであるということでもあります。ビッグスリーが利益を得るか得ないか、そういうことを私は申し上げるつもりはありません。

しかし、一点申し上げたいのは、バンクーバーにはビッグスリーの人々が全部詰めかけておりまして、USTRの方々は常時連絡をとりながら交渉に臨んでおられた、それが実態であります。

○吉田(浩)委員 大臣の答弁を聞かせていただきながら、当時の細川総理がクリントン大統領と会ってノーと言ったとき、一番なぜノーと言ったんだと言われた大臣の答弁をお聞きさせていたならば、時代が変わったのか、与党と野党が変わるとこれだけ変わるのかと思ったりもしてまいりました。この辺で質疑時間になりましたので終わらせていただきます。

○橋本国務大臣 大変恐縮であります。その点は一点申し述べさせていただきますと思います。

昨年の二月時点における包括協議の内容、これは個別の民間企業の経営にまで介入したものではありませんでした。わざわざ今私が申し上げましたのは、本年になりましてから、アメリカ大使館、これは合衆国政府の日本における代表であり、再三にわたって個別企業をお訪ねになり、ボランタリープランの積み増しを求められ、経営上できないということを確認したその上での措置であったということをお願いしております。

これは妥協のできることでありましょうか。昨年とは違います。

○吉田(浩)委員 改めてこの議論をしたいんですけれども時間がありません。ただ、そういうふうな言われるのであれば、そのときに、もう予見は去年の二月時点でされていたのかもしれない。それはそのときの状況、御本人でしかわかりませんが、改めてこの問題については委員会が質疑時間をとっていただきたいということをお願い申し上げます。

○白川委員 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日米自動車問題に絡むアメリカの対日経済制裁リスト発表について最初に質問したいと思っております。

カンターUSTR代表が米国通商法三〇一条に基づき対日制裁リストを発表したわけですが、その内容というのは、既に伝えられておりますように、高級車十三車種、二十万台に一〇〇%の輸入関税をかけ、制裁総額は五十九億ドルに上るといふものであります。大体、日米貿易摩擦については、これは日米双方の構造的な問題にメスを入れることが不可欠であります。問題は、アメリカの国内法にすぎない三〇一条による一方的制裁を前提としたこのアメリカの不当性について、これはこれまで繰り返して指摘をまいりました。これは日本の経済主権、民主主権にかかわってくる大

事な問題であります。大臣と日本国内の経済の問題などについては随分これまでから議論もしてまいりましたし、当然考え方には違いはありますが、

しかし、事は日本の経済主権、民主主権にかかわる重要な問題だということをやはり踏まえた上で議論できないかなと思うわけですが。

昨年十一月にも、WTO協定の問題についての私の質問に対して橋本通産大臣は、スパー三〇一条に疑義ありと述べて、私はスパー三〇一条を前提とした交渉には応じられないと、はっきりと答弁をされました。本日の予算委員会においても、大臣は、アメリカの無法なやり方が通用しないことを理解せしめる必要がある、私何ておつて、若干表現は違いますが、私何ておつて、このニュアンスで受けとめました。

来週にはOECD閣僚理事会がありますし、六月にサミットも開催されるわけですが、それらの場において、大臣は、やはりこのアメリカの無法なやり方には屈しない、毅然とした態度を貫くべきだと思っております。何といつても日本の経済主権、民主主権に立つた立場で臨まなければならないと思うのですが、最初に大臣の決意を伺っておきたいと思っております。

○橋本国務大臣 先ほど吉田委員の御質問で多少言い落とした部分を含め、改めて申し上げます。本年の一月一日、WTOが発足をいたしました。そして、従来、通商関係におきますさまざまな紛争について、その処理の手続等、ルール等が明確ではなかった部分まで新たなルールが生まれました。この新しいルールのもとにおいて、世界第一の工業生産国と第二の工業生産国、世界第一位の自動車生産国と第二位の生産国との間に、二国間での紛争が今起こったわけでありまして。

我々としては、この新たなWTOのルールに従ってこの問題を解決してまいりたい。そしてその手続の中には、WTOのルールの中には、スパー三〇一条とか通商法三〇一条というものは大半の場合は受け入れられるルールはないはずだ、私はそのように思っております。殊に、最惠国待遇あるいは関税率、それぞれの分野でも問題のある手法であり、一方的制裁を禁じている対応から

いまましても、これは妥協のできる種類の話ではない、私はそのように思います。それだけに、私なりに全力を尽くしてまいりたい。願わくは揚げ足取りではなく、皆さんが助けていただけることを心から願っております。

○吉井委員 私は、先ほど申しましたように、この交渉というのは本当に、大体一国の国内法でもってよその国に制裁を加えるというのはとてもない話であつて、これはもう世界のルールの中でお互いに経済主権、民主主権を認め合つてこそ世界でありますから、私は、こういう点では本当に、無法なやり方には屈しない、毅然とした態度で臨んでいかれるように重ねて申し上げます。次に、国税庁に来ていただいておりますから、製品輸入の税額控除の問題について伺っておきたいと思っております。

国税庁の出しております「税務統計から見た法人企業の実態」から減税の結果というのを見ますと、一九九一年で百四十一億、そのうち資本金百億円以上の法人で百十八億、率にして八四%。九三年で四十九億、うち資本金が百億円以上の法人で四十二億の八六%であつたように思うのですが、まず、この点は間違いのないでしょうか。

○余田説明員 お答え申し上げます。

ただいま委員が言われましたように、国税庁の会社基本調査によりますと、製品輸入の税額控除額は、九一年分で総額百四十一億、資本金百億円以上の法人につきまして百十八億、九三年分で総額四十九億、百億円以上の法人につきましては四十二億ということになっております。

○吉井委員 ですから、八四%と八六%、大体九割近いものだということを今確認していただいたわけですが。

あわせて伺っておきたいのですが、従来ベースの減税額試算でいつたときの九五年分ですと、これは百九十億円で、今回の税制拡充による減税額試算でいくと、初年度で百億円、平年度で百四十億円ということになってくると思うのですが、こ

うな減税額試算でいつたときの九五年分ですと、これは百九十億円で、今回の税制拡充による減税額試算でいくと、初年度で百億円、平年度で百四十億円ということになってくると思うのですが、こ

の点も大蔵省の方で確認しておきたいと思ひます。

○福田説明員 今回の緊急円高対策によります製品輸入税制による減取額、今御指摘のとおり、初年度で百億円、平年度で百四十億円の減取でござります。

○吉井委員 それで、今回の税制拡充による減税額試算から輸入拡大効果は幾らになってくるか。これは既に四月二十六日付の日経で紹介されておりますが、大体千五百億から千六百億円の輸入拡大効果になるであろう、従来制度分と合わせると約七千五百億円程度になるであろうというふうに思われるわけでありまして。その中の大体八十数%、九割近いものが大企業分になるというのが先ほどの大蔵の統計から出てくるわけですが、そこで、異常な円高のもとで、自動車部品を初めて海外からの製品輸入が急増しておるわけですが。

大臣は昨日、我が党の正森議員への本会議答弁の中で、製品輸入促進税制は中小企業に対して大企業に対するより手厚くなっているとお答弁をされました。大体わかつた上で言っているわけですが、こつちも大臣が何をわかつて言っているかというのをわかつた上であればいいのですが、制度の仕組みはおつしやうとおります。しかし、今数字を出したように、全体としては、この効果がどこに及んでいるかという点では、大企業優遇の税制制度になっているという点では、これは結果としてやはりそうなっているわけでは。

問題は、そこから先なんですね。つまり、この輸入拡大策を進めるといふことは、異常円高と製品輸入の急増で今苦しんでいる、現に苦しんでいる全国の中小企業、中小業者の皆さんに二重、三重の打撃になってくるのです。円高が進んで海外へ生産シフトしていく。そこで、企業はそこから逆輸入をしていくと減税を受けられる。大体シフトする企業はビッグビジネスの方になってくるわけですが、出ていくときにまず、下請準備を

うんと抑え込まれたりとか切られたりとか、泣いているわけですね。出ていったところが逆輸入してくるとまた輸入促進税制で恩恵をこうむる、その結果、中小企業はまた打撃を受けるという形に現実になっていくわけでありまして、大臣はそういう実態の中で、全国の中小企業や中小業者の皆さんに二重、三重に打撃を与えるものになっているんだ、実際それで苦しんでいる人たちがいるんだという、この実態そのものについては見てもらつしやるかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○橋本國務大臣 自身、大学を出ました直後は紡績会社のサラリーマンでありました。そして、先ほど吉田委員から銭単位のお話が出ましたが、まさに銭単位どころか、当時はまだ厘が生きておるぐらいぎりぎりとした交渉をいたしておりましたので、むしろそうした実態はある程度存じておるつもりであります。

また、昨年の七月、そしてこの三月八日に実施をいたしました中小企業の皆さんからの生の声をいただいたいたしました。この円高に対する有効な対応策なし二五%、このままだけは転嫁業やむなし八・九%という声の重さを深刻にとらえてまいりましたことは、今までもお答えを申し上げてきたとおりであります。

○吉井委員 そういふふうには本心に痛みを受けているところには、実は輸入促進税制で九割近いものが大企業が恩恵を現に受けているのです。そして、輸入促進で逆輸入すれば本当に、中小企業の方は円高と製品輸入の急増で本心にこれまでに以上、大臣がみずから体験もされて認識しているらつしやる以上大変な事態が進んでいっているんだ、このことを改めて深く心に刻んで中小企業対策といふものを進めていっていただきたいというふうな思ふわけでありまして。

それで、今もおつしやいました、百円ではやっつけいけない。これは、きょうの日刊工業などでも、国民金融公庫総合研究所が十六日にまとめ

た輸出型産地の円高影響調査で、大体採算レイトは一ドル百円未満なしとか、そのほか、さつきおつしやうたふないいろいろなデータ等で既に明らかつたやうなところに来ていっているのは明らかです。百円を切れたらやっつけいけないと言っているのが、今、きょう八十六円ぐらいですか、本心にこれはもう切つても血も出ないぐらい、本心に大変なところへ来ているのです。

それだけに法案による支援策というものが関連の金融対策を合わせても余りにも不十分というところ、とてもじゃないがこれではやっつけいけないところ、今来ているというのが実態だと私は思うのです。それだけに融資金利の引き下げなど支援策のものと抜本的な拡充、そういうものをぜひ検討してもらいたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○橋本國務大臣 私どもなりに全力を尽くして今回の事態を乗り切っていくための補正予算を編成し、また、それに対応し、仕組みの上でもただいまこのリストラ法改正案を御審議をいただいております。

我々は、この条件の中で最善を尽くしたいと考えておりました、むしろその必要がないぐらいに為替の状況をもとに戻すといふか、実態に合うように通貨当局の一層の努力を求めたい気持ちでいっばいあります。むしろこうした施策を必要としない状況に早く為替が安定してくれないか、今折るような思いでござります。

○吉井委員 為替レートの問題は、せんだつても議論いたしましたし、また改めてあしたも予算委員会でもやりたいと思つておりますから。

ただ、為替レートの問題は、三つ問題があるのです。アメリカの側の双子の赤字の問題、そして日本の側の貿易黒字の問題、そして為替投機の問題ですね。この間は悪魔のサイクルの問題をやりました、まだこれはこれから大臣とはずつと継続してやっつけたいと思ひます。

ですから、当然この三つのことをやはり改めて円高是正を図つていかないとこれは成り立たな

いわけでありまして、しかし、それにしても、今度のこの仕組みによつてもまだひつかからないところ、苦しんでいる人たちがたくさんいるわけですよ。そのところ、本心に一定の力のある、ある程度あるところの中小企業対策ではなくて、そこはもちろんだけけれども、そこにもひつかからないぐらゐの、そういう中小企業対策についても本心に拡充をやつていただきたいというふうな思ふわけですが。

最後に一点、この法律を柔軟に運用して制度をよく知らせて、円高で困っているすべての中小業者に役立つように取り組んでいってもらう、この必要があると思ふのです。これは、この前の制度でも、この間もレクを受けますと、都道府県によつて随分ばらつきがあるのです。もつと制度が使えるはずなのに十分PRされていないとありまして、最後に、この今度の法律がすべての中小業者に本心に役立つようにPRも含めて取り組んでいく決意のほどを伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○橋本國務大臣 せつかつくりました制度が周知徹底が図れないために活用していただけないといつたやうなことがあつてはなりません。これは、この改正法の内容だけではなく、創造法あるいはその他の金融政策等も含めまして、説明会を各地で開催をしていくだけではなく、都道府県また各種中小企業団体を通じて広く周知徹底を図つてまいりたいと思ひます。

委員長、一点報告をお許しただきたいと存じます。

先刻来何人かの方々から予算委員会でも御質問がありました、WTO手続の予定がようやく時間的に確定をいたしました。すなわち、アメリカへの申し入れは、日本時間におきましては本日の午後九時三十分、現地時間の午後二時三十分。そしてWTOへの通報は、本日、日本時間の午後十時、現地時間の午後三時。時間が確定をいたしましたので、委員会に御報告を申し上げます。

○吉井委員 終わります。

○白川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○白川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

〔報告書は附録に掲載〕

○白川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十二分散会

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「構造的な変化」の下に「（以下「経済的構造変化」という。）」を加え、「のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの」を削る。

第三条第一項中「特定中小企業者」を「特定中小企業者（その事業が経済的構造変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条から第六条までにおいて同じ。）」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（事業の展開）

第六条の二 特定中小企業者（その事業が経済的構造変化のうち特に最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であつて政令で定めるものによる影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条、次条及び第十條第五項において同じ。）は、新分野進出等、新商品又は新技術の開発その他の経済的構造変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動（第三條第一項の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が第二條第一項第四号若しくは第五号に掲げる組合を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合又はその合併若しくは出資により設立される会社

（合併後存続する会社を含む。）が行うものを、同項第四号又は第六号に掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合が行うものを含む。以下「事業展開」という。）に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする事業展開に関する計画を作成し、これを平成九年五月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第二項（第六号及び第七号に係る部分を除く。）及び第三項（第三号に係る部分を除く。）並びに第四條第三項において準用する第三條第三項第三号に係る部分を除く。）の規定は、前項に規定する事業展開に関する計画（以下「事業展開計画」という。）について準用する。

第六条の三 第五條第二項の規定は、前條第一項の承認に係る事業展開計画（同條第二項において準用する第四條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業展開計画」という。）に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者に係る近代化資金貸付金について準用する。この場合において、第五條第二項中「この法律」とあるのは、「特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）」と読み替へるものとする。

第九條中「第三條第二項第六号に規定する事業の下に、承認事業展開計画に従つて行われる事業展開」を加える。
第十條第一項中「特定中小企業者」の下に「（第三條第一項に規定する特定中小企業者をいう。）」を加え、「その」を「その」に改め、「いう」の下に「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者（第六條の二第一項に規定する特定中小企業者をいう。）」を、「当該承認新

分野進出等計画」の下に「又は当該承認事業展開計画」を加え、同條第五項中「特別中小企業者」の下に「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者」を加える。
第十一條中「新分野進出等」の下に「事業展開」を加える。

第十二條第一項中「新分野進出等」の下に「又は事業展開」を加える。

第十五條中「第三條第一項」の下に「第六條の二第一項を、第三條第二項第六号に規定する事業を行う者」の下に「承認事業展開計画に従つて事業展開を行う者」を、「に對し、承認新分野進出等計画」の下に「承認事業展開計画」を加える。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）
第二条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十條の四第一項第六号中「同法第二條第三項」を「同項」に改める。
第三十七條第一項の表の第十七号の上欄のイ中「受けた同法第二條第三項」を「受けた同項」に改める。

第四十二條の七第一項第六号中「同法第二條第三項」を「同項」に、「同項」を「同法第二條第三項」に改める。
第六十五條の七第一項の表の第十八号の上欄のイ中「受けた同法第二條第三項」を「受けた同項」に、「同項」を「同法第二條第三項」に改める。

第六十六條の十四中「同法第二條第三項」を「同項」に、「同項」を「同法第二條第三項」に改める。

理由

最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらの変化に適應する

ため中小企業者が行う事業展開について、これら
を円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法
の特例等を講ずる必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

商工委員会議録第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 二六 円建て 円建

同 第七号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三 三 三三 とともに とともに

平成七年五月二十四日印刷

平成七年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局